

# 学校いじめ防止基本方針

令和 7年 4月  
富谷市立あけの平小学校

はじめに

I	基本的な考え方	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義と認知	1
II	いじめの理解	3
1	いじめの普遍性と深刻さ	3
2	いじめの構造（四層構造）への着目	3
3	いじめを生まない学校風土の醸成	3
III	いじめ防止等に関する基本的考え方	4
1	いじめの防止	4
2	未然防止	5
3	早期発見	5
4	いじめに対する措置	6
5	その他の留意事項	9
IV	いじめの防止等の対策のための組織	11
1	「校内いじめ対策委員会」の設置	11
2	「校内いじめ対策委員会」の役割	11
3	「校内いじめ対策委員会」の構成	11
4	「校内いじめ対策委員会」の構成員の役割	12
	「校内いじめ対策委員会」組織図	13
V	重大事態発生に係る調査を行うための組織	14
1	「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）	14
2	「いじめ問題調査委員会」の役割	14
3	「いじめ問題調査委員会」の構成	14
VI	重大事態発生に係る調査	15
1	調査の目的と実施主体	15
2	調査の方法と留意事項	15
3	調査結果の提供・報告および説明責任	16
4	その他の留意事項	16
	事実関係を明確にするための調査のフロー	18
VII	児童の自殺という自体が起こった場合の背景調査（いじめの疑いがある場合）	19
1	調査の目的と基本姿勢	19
2	遺族への支援と合意形成	19
3	調査内容と多角的なアプローチ	19
4	調査組織の公平性・中立性の確保	19
5	情報発信と報道対応（二次被害の防止）	20
6	継続的な心のケアと再発防止	20
	<自殺の背景調査のフロー>※留意事項を図式化したもの	21
	〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート	22
	〈資料2〉教育相談体制	23
	〈資料3〉いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）	25
	〈資料4〉1 いじめ発見チェックシート（教師用）	26
	2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）	27
	3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）	28
	〈資料5〉いじめ対策年間計画	29
	〈資料6〉学校評価の進め方	30
	〈資料7〉重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」	31
	「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】	32
	令和8年度 あけ小いじめ対応シート	33

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校は、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものであるという認識に立ち、本校の児童の尊厳を保持するため、市（町村）・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組む。

その際、児童が互いに認め合い、自己存在感を実感できる学校づくりを基盤としつつ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、校種を問わず、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が互いの個性を尊重し合いながら、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市・学校・地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義と認知

#### （1）定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

## (2) いじめの認知（判断の基準）

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することなく、積極的な認知に努める。具体的には、以下の点に留意する。

・本人が否定する場合：いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々ある。行為が行われたときの児童の表情や様子、周辺の状況等を客観的に確認するなどして、きめ細かく事実確認を行う。

・けんかやふざけ合い：「ふざけ合い」や「遊び」と称していても、見えないう所で被害が発生している場合や、背景に力関係の差がある場合がある。外見上の形式にとらわれず、児童の感じる被害性（苦痛）に着目して判断する。

・インターネット上の行為：本人が直接知らなくても、インターネット上で悪口を書かれているなど、放置すれば本人が心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものについては、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

### ③ 組織的な認知の徹底

いじめの認知は、担任等の特定の教職員のみによることなく、些細な兆候であっても、法第22条により「学校いじめ対策委員会」へ情報を集約し、組織的に行う。好意から行った行為や、軽い言葉で相手を傷つけた事例において、すぐに加害者が謝罪し関係が修復された場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合は、組織として「いじめ」と認知・記録する。（注：その上で、児童本人への指導においてあえて「いじめ」という言葉を使わず、柔軟な指導を行うことは差し支えないが、その判断も組織的に行う。）

### ④ 用語の解説

・「一定の人的関係」：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係がある場合を指す。

・「物理的な影響」：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

### ⑤ 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる（SNSへの書き込み、画像の無断掲載・拡散等）

#### ⑥ 警察との連携（犯罪行為の取扱い）

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものが含まれる。これらについては、いじめられている児童生徒を守り抜くため、躊躇することなく早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## II いじめの理解

### 1 いじめの普遍性と深刻さ

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、児童を精神的に追い詰め、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。特に、SNS等を通じたインターネット上のいじめは、外部から見えにくく、かつ拡散性が高いため、被害児童に深刻な心理的苦痛を与える特性があることを強く認識しなければならない。

### 2 いじめの構造（四層構造）への着目

いじめを「加害者」と「被害者」の二者関係だけで捉えるのではなく、学級や集団全体の問題として捉える必要がある。

- ・「観衆」：いじめをはやし立てたり、面白がったりする存在。
- ・「傍観者」：いじめを見て見ぬふりをしたり、周辺で暗黙の了解を与えたりする存在。

これら「観衆」「傍観者」の存在がいじめを助長させることを踏まえ、集団全体がいじめを「許さない」「見過ごさない」雰囲気醸成することが不可欠である。周囲の児童が、いじめを止めるよう働きかけたり、信頼できる大人に相談したりできる（仲裁者・通報者となる）よう指導を行う。

### 3 いじめを生まない学校風土の醸成

いじめの背景には、学級等の所属集団における無秩序性や閉塞性が関係している場合が多い。当校は、児童一人一人が「自分の居場所がある」と感じられる心理的安全性を確保し、互いの違いを認め合い、誰もが自己有用感を実感できる学校風土の醸成を目指す。日常的な「発達支持的生徒指導」を通じて、いじめを抑

止する力を持った集団を育成する。

### Ⅲ いじめの防止等に関する基本的考え方

#### 1 いじめの防止

##### (1) 基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。当校は、この環境をつくるため発達支持的生徒指導」を全ての教育活動の基盤に置く。具体的には、全教職員が①自己存在感の感受、②自己決定の場の提供、③共感的な人間関係の育成、④安全・安心な風土の醸成を生かした児童一人一人が自己指導能力を身に付けさせることを推進する。

また、これらの取組が着実に成果を上げられるよう、定期的なアンケートやICT端末を活用した日常的なアセスメントを行い、P D C Aサイクルに基づいて組織的に取組の改善を図る。

##### (2) いじめの防止のための措置

###### ① いじめについての共通理解と組織的対応

- ・ 職員会議や校内研修において、最新のいじめの実態や「2軸3類4層構造」に基づく指導体系を共有し、特定の教職員が抱え込まない組織体制を確立する。
- ・ 全校集会や学級活動を通じ、「いじめは人間として絶対に許されない」という断固たる姿勢を児童・保護者・地域と共有する。また、何がいじめに該当するかを具体的に示し、掲示物等で日常的に啓発を行う。

###### ② いじめに向かわない態度・能力の育成（社会性・情動スキルの向上）

- ・ 道徳、人権教育、体験活動を通じ、他者の痛みを共感的に理解する心と、多様性を尊重する態度を養う。
- ・ 情報モラル教育の充実：GIGAスクール構想下における1人1台端末の適切な利用について指導し、SNS等での安易な書き込みが重大な人権侵害に繋がることを正しく理解させる。
- ・ SOSの出し方の教育：自分が苦しい時、または友人の異変に気づいた時に、ためらわず周囲の大人に助けを求められる能力（受援力）を育てる。

###### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ 授業のユニバーサルデザイン化：学習上のつまずきや劣等感がストレスとなり、いじめの加害へ向かうことを防ぐため、ICTも活用しながら「わかる・できる」授業づくりを徹底する。
- ・ ストレスマネジメント：ストレスを適切にコントロールし、運動や相談など建設的な方法で対処できる力を育む。
- ・ 不適切な指導の排除：教職員の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したり（いわゆる「指導死」や指導をきっかけとしたいじめ）することがないように、常に自らの指導を省察する。「いじられる側にも非がある」といった誤った認識を徹底して排除する。

- ・ 個別の特性への配慮：発達障害を含む各児童の特性を正しく理解し、個々のニーズに応じた支援（合理的配慮）を行うことで、集団の中での孤立や誤解を防ぐ。
- ④ 自己存在感を育む
  - ・ 全ての児童が学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感させたい。さらに、「自分は誰かの役に立っている」と感じられる自己有用感を高めるため、係活動や行事において、一人一人が活躍できる機会を意図的に創出したり、「認められた」という自己有用感を育んだりにする。
  - ・ 学校だけでなく、家庭や地域と連携し、児童のよさを多角的に認め、励ます「地域ぐるみの教育」を推進する。
  - ・ 異校種間（小学校・中学校等）での情報共有を密にし、児童の発達段階に応じた一貫性のある指導・支援を行う。

## 2 未然防止

いじめの未然防止は、全ての児童を対象とした「発達支持的生徒指導」を基盤として、いじめを許さない、いじめが起きにくい学校風土を組織的に醸成することを目指す。

### (1) 心理的安全性の高い集団づくり

児童一人一人が「自分は大切な存在だ」「この学級に居場所がある」と実感できる心理的安全性を確保し、自己有用感や自尊感情を高める学級経営・授業づくりを推進する。

### (2) いじめ防止教育の充実

道徳科や特別活動を通じて、いじめの定義やその卑劣さを正しく理解させるとともに、他車の傷みへの共感性や、違いを認め合う人権意識を育む教育を計画的に実施する。

### (3) 「傍観者」から「ストップをかける存在」への変容

いじめを周囲の問題として捉えるのではなく、集団全体の課題として捉える力を養い、いじめを見逃さない、あるいは誰かに相談するといった行動が取れる「自己指導能力」の獲得を支援する。

### (4) SOSの出し方に関する教育

児童が困難に直面した際、ためらわずに大人や周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方の教育を推進し、教職員はそれらを確実に受け止める信頼関係の構築に努める。

### (5) 全教育活動を通じた見守り

授業のみならず、休み時間、行事等のあらゆる場面において、児童の人間関係の機微や小さな変化に留意し、肯定的・受容的な関わりを継続することで、トラブルの芽を早期に摘み取る。

## 3 早期発見

### (1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、SNS等のオンラ

イン上で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを強く認識する。当校は、いじめを隠したり軽視したりすることなく、「いじめの積極的認知」を基本姿勢とする。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携し、早い段階から「チーム学校」として複数の教職員で組織的に関わり、的確な実態把握に努める。

## (2) いじめの早期発見のための重曹的な措置

### ① 日常的な観察と情報共有の徹底

- ・ 全教職員が児童の小さな変化や危険信号（表情、言葉遣い、持ち物の変化、学習意欲の低下等）に対するアンテナを高く保つ。
- ・ 毎月、学校生活についてのアンケート調査（資料1参照）を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 年1回、全員を対象とした教育相談（資料2参照）を設け、保護者と共に交友関係や悩みを把握・共有する。ICTを活用した「心の健康観察」を行い、その変化を組織的に共有する。
- ・ PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、保護者用のいじめチェックシート（資料3参照）を活用し保護者から情報を得る。
- ・ いじめに関する情報は、「あけ小いじめ対応シート」に記録するとともに、「校内いじめ対策委員会」に情報を集約し、必要に応じて学年や教職員全体で共有する。

### ② 体制整備とその点検

児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシート（資料4参照）を活用し、定期的に体制を点検する。

保護者会や学校だより等を通じ、家庭での気になる様子（登校を渋る、食欲がない、スマートフォンを過度に気にする等）を速やかに学校へ相談するよう働きかける。

## 4 いじめに対する措置

### (1) 基本的考え方（組織対応の原則）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに「校内いじめ対策委員会」に情報を集約し、組織的に対応する。

当校の対応の柱は、「被害児童を徹底して守り通すこと」と「加害児童に対し、自らの行為の悪質性を自覚させ、二度といじめを行わせないための毅然とした指導・支援を行うこと」にある。その際、単に謝罪をさせて終わりにするのではなく、児童の内面的な成長（社会性の向上等）を促す指導を、保護者の協力や関係機関・専門家（SC、SSW等）との連携の下で進める。

## (2) 初動対応と事実確認

### ① 児童の安全確保と即時介入

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちに止めさせる。
- ・ 児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、迅速に事実確認を開始する。
- ・ いじめを受けた児童、および情報を伝えてくれた児童（通報者）の安全確保を最優先とし、情報漏洩や報復の防止に細心の注意を払う。

### ② 組織的な事実確認（アセスメント）

- ・ 発見・通報を受けた教職員は速やかに校内いじめ対策委員会に報告する。
- ・ 校内いじめ対策委員会が中心となり、関係児童から事実関係の聴き取りを行う。その際、被害児童と加害児童を引き合わせることは避け、一人一人から個別に事情を聞く。
- ・ 確認された事実は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、双方の保護者に迅速かつ正確に連絡する。

### ③ 警察との連携（犯罪行為への対応）

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの（暴行、傷害、恐喝、器物損壊、SNS での名誉毀損等）と認められる場合は、教育的配慮を優先して抱え込むことなく、直ちに所轄警察署と相談して対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、即座に通報し、外部の力を借りて被害児童を保護する。

## (3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

### ① 「絶対的な味方」としての姿勢

- ・ 担任や学年主任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」「先生たちが守り抜く」ことをはっきり伝え、安心感を与える。
- ・ 被害児童が「相談してよかった」と思えるよう、具体的な安全確保策（見守り、別室学習の検討等）を提示する。

### ② 保護者への丁寧な対応と信頼構築

- ・ 事実関係を確認したその日のうちに迅速かつ誠実な報告を行う。
- ・ 保護者の心情に配慮した発言を心掛け、学校としての対応方針を明確に示すことで、保護者との連携体制を構築する。

### ③ 専門家によるケアと教育環境の確保

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理的ケアや家庭支援を積極的に導入する。
- ・ 加害児童を別室指導とする、または出席停止制度を活用するなど、被害児童が安心して学習できる環境を最優先に確保する。

## (4) いじめた児童への指導及び保護者への助言

### ① 毅然とした指導と背景へのアプローチ

- ・ いじめは人権侵害であり、決して許されないことを理解させ、自らの

行為の責任を自覚させる。

- ・ 同時に、加害の背景にあるストレスや家庭環境、発達上の課題等にも目を向け、加害児童地震の健全な発達を支援する。
- ・ 指導後もいじめを繰り返す等、改善が見られない場合は、教育的配慮の下で出席停止や懲戒（肉体的苦痛を与えない範囲）を適切に適用し、毅然と対応する。

② 保護者への協力要請と助言

- ・ 保護者に対し、事実に即して厳正に状況を伝え、いじめを容認しない姿勢を共有する。
- ・ 今後の再発防止に向けて、学校と家庭が同じ方向を向いて指導できるよう、継続的な助言と情報共有を行う。

(5) 集団（学級等）への働き掛け

① 「傍観者」から「仲裁者・通報者」への辺境

- ・ 提要の「四層構造」の視点を踏まえ、見て見ぬふりをする「傍観者」や、はやしたてる「観衆」に対し、自分の問題として捉えさせる指導を行う。
- ・ 学級活動や道徳等で、MAPや構成的グループ・エンカウターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。集団全体がいじめを許さない雰囲気（心理的安全性）を取り戻せるよう努める。

② 関係修復と望ましい集団づくり

- ・ いじめの解決とは、形式的なではなく、被害児童が心から安全を感じ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たし、3か月を目安に注視した上で対策委員会が判断する。

① 行為の停止

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会や学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過し

た段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、保護者との連携を図り、日常的な観察を継続はもちろんのこと、卒業までも注意深く見守り続けていく。

(7) ネット上のいじめへの即時対応

① 迅速な削除と証拠保存

ネット上の不適切な書き込み等については、スクリーンショット等で証拠を保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ICT環境下での情報モラルとSOS

- ・GIGAスクール端末の適切な使用方法を指導し、匿名性の裏に潜む加害の重大性を理解させる。
- ・ネット上のトラブルを児童が一人で抱え込まないよう、外部の相談ダイヤルやアプリ等を活用したSOS発信の方法を周知する。

5 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画〈資料5参照〉を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのでは

なく、「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

### (3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

### (4) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

### (5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、P D C Aサイクルに基づいて評価する〈資料6参照〉。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

### (6) 家庭との連携

家庭においては、保護者は、その保護する児童の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが必要である。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気付きと教職員の気付きを互いに共有できるよう、連絡を密にする。

### (7) 地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域との連携が必要である。例えばP T A地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

具体的には、P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めると

ともに、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

#### (8) 関係機関との連携

学校においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。そのために日頃から関係機関との情報共有体制の構築に努める。

具体的には、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなどし、いじめの解消に向けた複数のアプローチを試みる。

### IV いじめの防止等の対策のための組織

#### 1 「校内いじめ対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

#### 2 「校内いじめ対策委員会」の役割

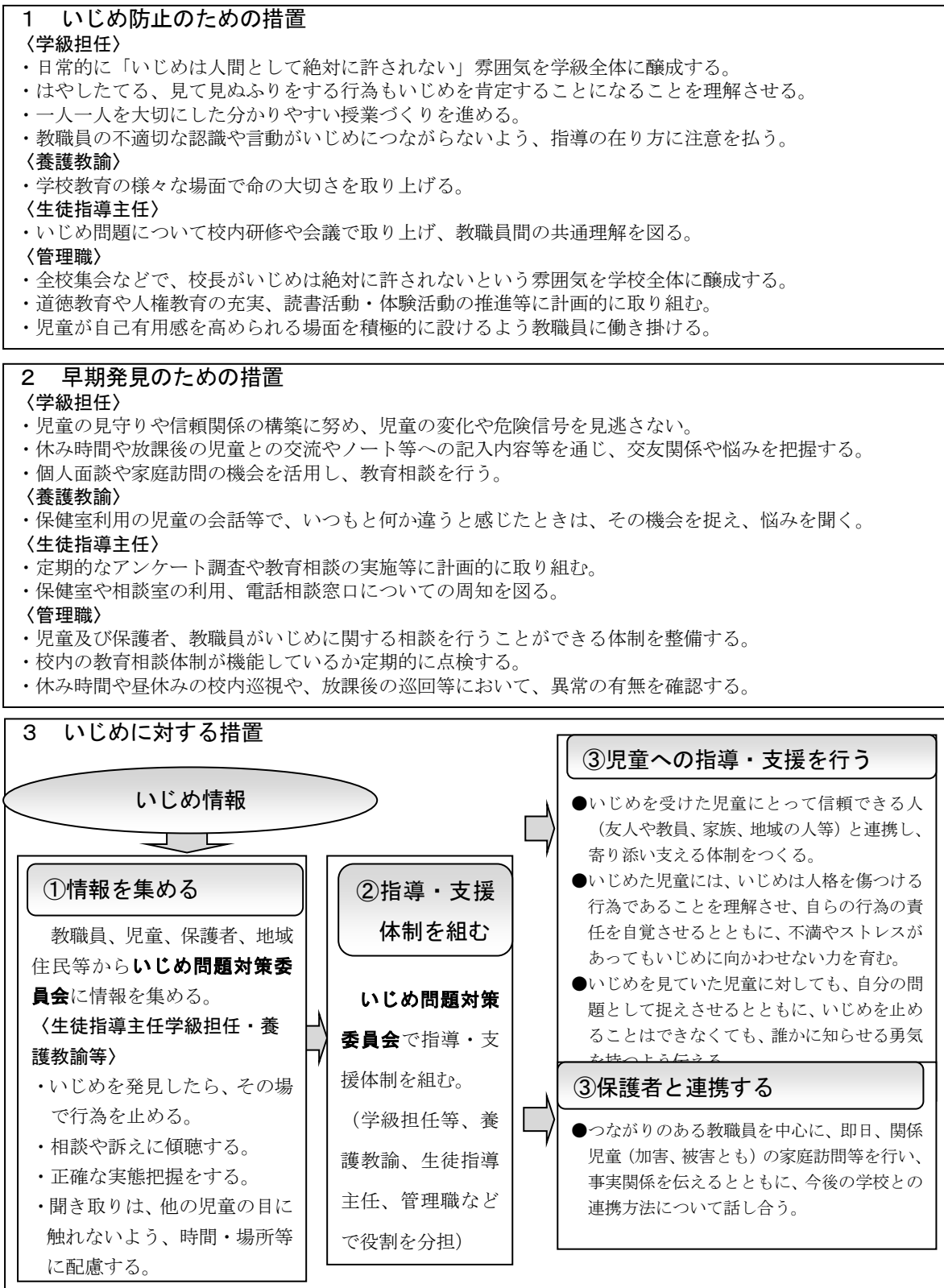
- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、校内いじめ対策委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 3 「校内いじめ対策委員会」の構成

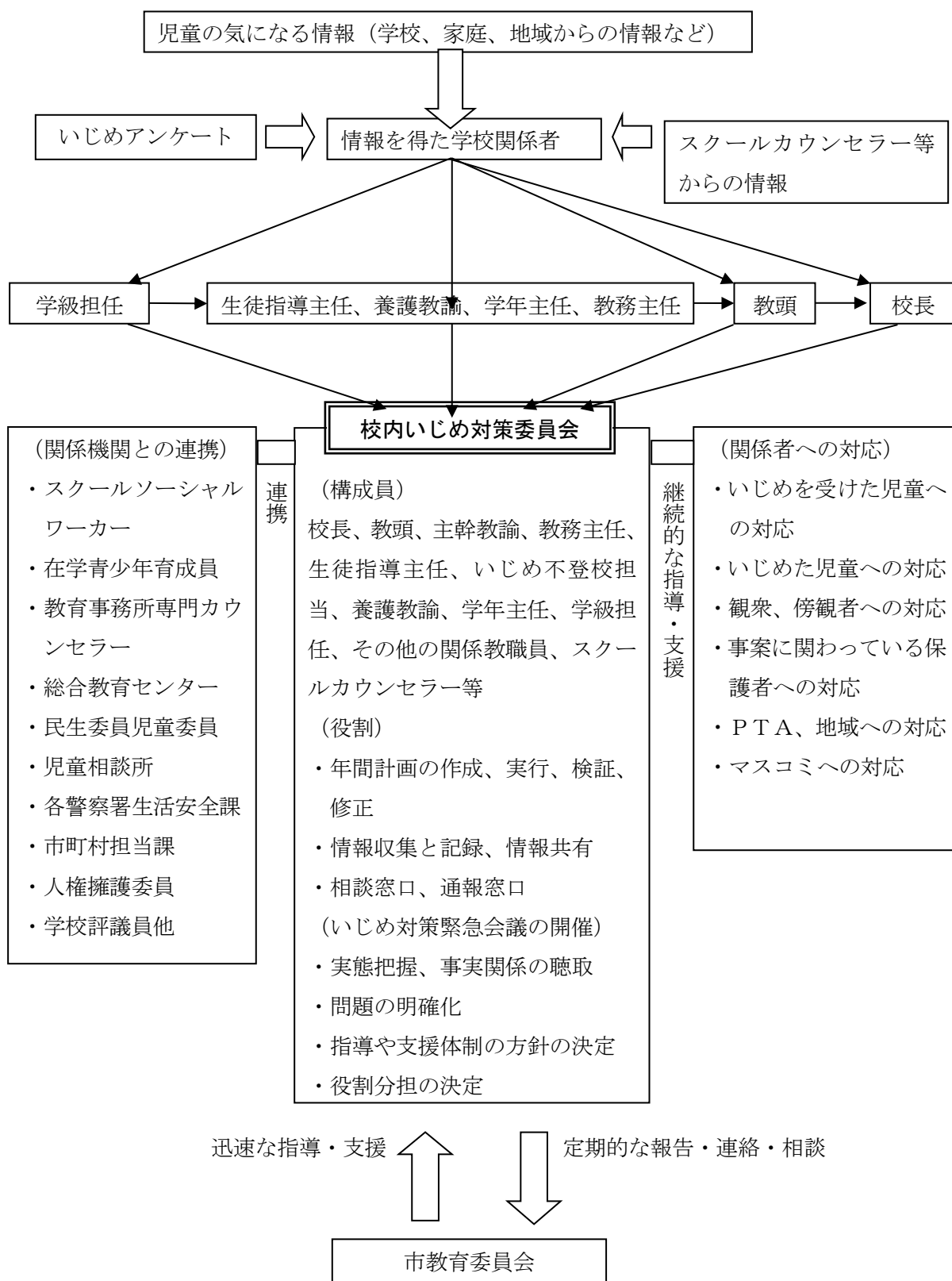
構成員は以下のとおりとする。

<学校の教職員>
・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、いじめ不登校担当、養護教諭、学級担任、学年主任、その他関係職員（特別支援コーディネーター、通級担当等）
<心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者>
※必要に応じて
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
・弁護士、学校医、警察官経験者、学校評議員等
<保護者や地域住民等>
※必要に応じて ・保護者の代表（PTA役員等） ・地域住民

#### 4 「校内いじめ対策委員会」の構成員の役割



【校内いじめ対策委員会】



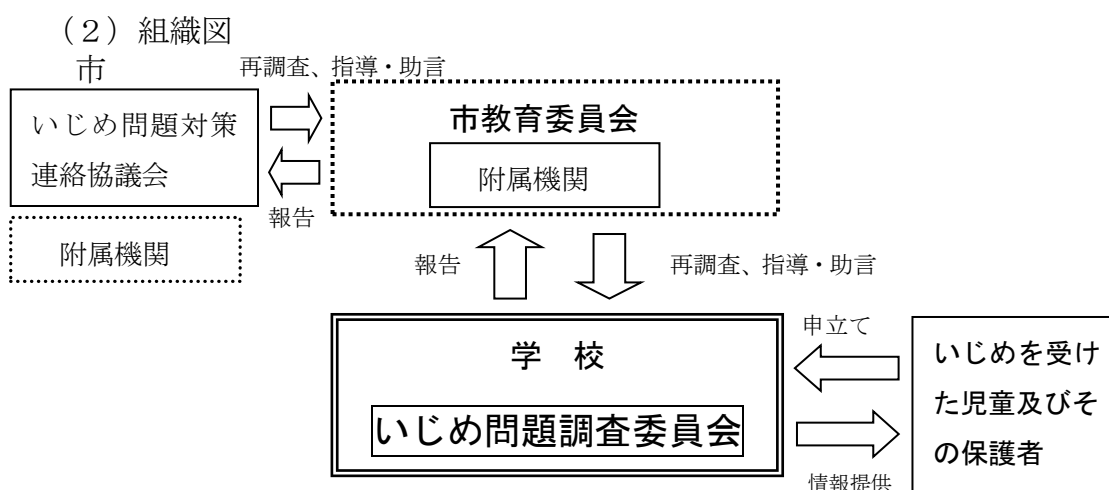
## V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

- 1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

  - (1) いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
    - ① 児童が自殺を企図した場合
    - ② 身体に重大な傷害を負った場合
    - ③ 金品等の重大な被害を被った場合
    - ④ 精神性の疾患を発症した場合など
  - (2) いじめを受けた児童が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
※「一定の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
  - (3) その他  
児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 2 「いじめ問題調査委員会」の役割
  - 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
  - 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 3 「いじめ問題調査委員会」の構成
  - (1) 構成員  
市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

<いじめ問題対策委員会>・・・母体として 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、いじめ不登校担当養護教諭、学年主任、学級担任、その他の関係職員（特別支援コーディネーター等）
<適切な専門家>・・・市教育委員会の指導を受けて 弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）



※学校の設置者が調査主体となる場合については、市教育委員会が定めた構成員・組織図に沿って対応を行う。

## VI 重大事態発生に係る調査

### 1 調査の目的と実施主体

#### ① 事実関係の解明と再発防止

- 「いじめ問題調査委員会」（以下調査委員会という）は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ、誰が、どのような態様で行ったか」という点に加え、「いじめを生んだ背景事情」「児童の人間関係の変容」、学校・教職員の対応の妥当性などを、被害児童・保護者の意向をくみ取りながら、客観的かつ網羅的に解明する。
- 調査の目的は、単なる事実確認に留まらず、当該事態への適切な対処および、同種の事態の発生を二度とゆるさないための再発防止策を構築することにある。

#### ② 設置者（市教育委員会）との連携

- 学校は、市教育委員会に対し、全ての関連資料を遅滞なく提供する。
- 学校主体の調査では客観性・中立性の確保が困難であると設置者が判断する場合や、被害側が第三者による調査を強く希望する場合等は、市教育委員会が設置する第三者機関による調査に全面的に協力する。

### 2 調査の方法と留意事項

#### (1) 被害児童・保護者の意向の尊重

- ① いじめを受けた児童から聴き取りを行う際は、~~心身の状況に最大限配慮し、~~複数回にわたる聴き取りが負担にならないよう工夫する。

- ② 聴き取りが不可能な場合（不登校、心身の傷、死亡等）は、保護者の要望・意見真摯に聴取し、保護者の納得を得ながら調査の進め方を決定する。
- (2) 質問紙調査（アンケート）と守秘義務
- ① 全校児童や教職員に対するアンケートを実施する際は、情報を提供した児童が不利益を被らないよう、匿名性の確保と秘密保持を徹底する。
  - ② 調査の過程で新たな事実直面した場合は、当初の調査範囲に固執せず、適宜調査項目を追加・修正し、全貌解明に努める。
- (3) 迅速な初動と継続的なケア
- ① 調査の実施と並行して、いじめた児童への毅然とした指導を行い、いじめ行為を直ちに停止させる。
  - ② 被害児童に対しては、スクールカウンセラー（SC）等による心理的ケアに加え、学習支援や居場所の確保など、学校生活復帰に向けた切れ目のない支援を行う。

### 3 調査結果の提供・報告および説明責任

(1) 被害児童・保護者への情報提供（透明性の確保）

- 学校及び調査委員会は、被害児童およびその保護者に対して、適時かつ適切な方法で説明する責任を負う。
- 「他の児童のプライバシー」を理由に説明を控える場合は、その理由を十分に説明し、可能な限り黒塗り等の加工を行った上でも資料を提供するなど、被害側の「知る権利」を尊重する。
- 質問紙調査の実施についても、個人の特定に配慮しつつ、原則として被害側に提供することを前提に実施する。

(2) 市長および教育委員会への報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、被害児童・保護者が希望する場合には、本人の所見（反論や意見等）をまとめた文書を必ず報告に添えて提出する。

(3) 関係者への説明

- いじめた児童・保護者  
調査結果に基づき、事実関係を明確に伝え、自身の行為の重大さを自覚させるとともに、校正に向けた指導を継続する。
- 他の保護者・地域  
重大事態であることを重く受け止め、いたずらに憶測が広がらないよう、PTA等連携しながら正確な情報発信と学校の再発防止に向けた決意を説明する場（説明会等）を設ける。

### 4 その他の留意事項

(1) 地域住民・関係機関等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供に対しては、学校の窓口を一本化し、誠意をもって迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 寄せられた情報は「いじめ防止対策委員会」で共有し、教育活動の改善

に生かすとともに、必要に応じて事後経過を報告するなど、地域との信頼関係の維持に努める。

- ・ 対応体制

対応責任者：教頭（原則として一時対応を行い、感情的な対立を避け、事実確認に徹する）

記録担当：教務主任（発言内容、時間、相手の連絡先等を正確に記録する）

- (2) マスコミへの対応（正確な情報発信とプライバシー保護）

- ・ マスコミや報道機関からの取材依頼については、個々の教職員が断片的な回答をすることを避け、窓口を教頭に一本化する。
- ・ 取材への対応にあたっては、設置者（市教育委員会）と密に連携し、発表内容の正確性を期すとともに、児童のプライバシーや人権を最優先に保護する。
- ・ 取材日時や場所、質問事項を事前に確認し、組織として合意された内容のみを回答する。

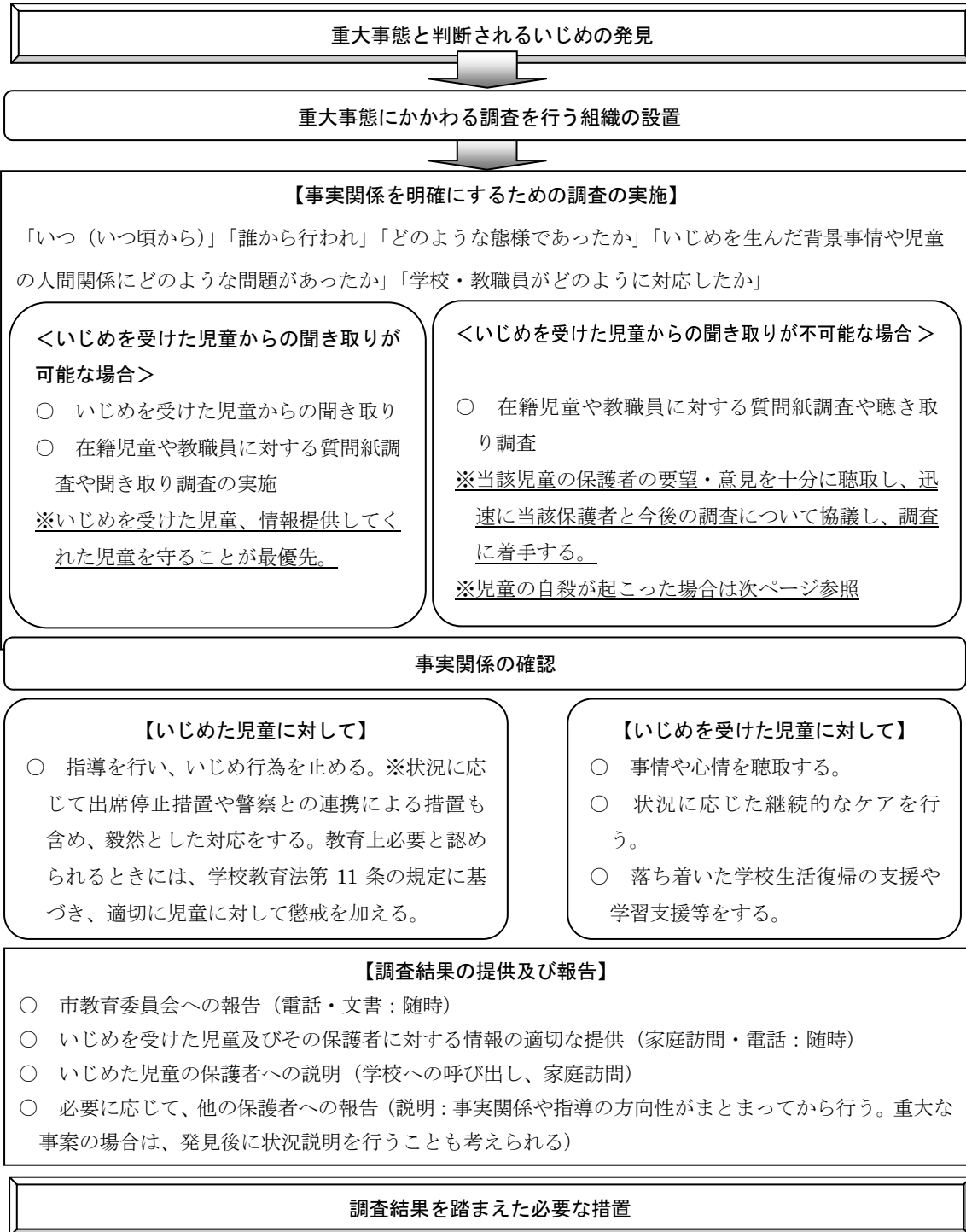
- (3) 児童・保護者・教職員のメンタルケア

- ・ 事案に関わった児童の心のケアのために、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャルワーカー (SSW) の緊急派遣・増員を要請する。
- ・ 被害・加害児童だけでなく、周囲で動揺している児童や、対応にあまっている教職員、不安を抱く保護者に対しても、専門家によるカウンセリングや適切な助言の機会を確保する。

- (4) 公文書としての記録の徹底・保管

- ・ いじめの相談、事実確認の聞き取り、指導の経過、電話・来校対応、マスコミ対応等の全ての活動について、時系列に沿った詳細な記録を作成する。
- ・ これらの記録は、法に基づく調査や将来的な検証において不可欠な公文書であるため、本校の規程に基づき、厳重に管理・保管する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞※取組の流れを図式化したもの



## VII 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査（いじめの疑いがある場合）

### 1 調査の目的と基本姿勢

児童の自殺という事態が起こった場合、登校は設置者（市教育委員会）と連携し、速やかに「背景調査」を実施する。

- ・ 目的 亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を客観的に検証することで、真実を明らかにするとともに、二度と同じ悲劇を繰り返さないための再発防止策を講じる。
- ・ 基本姿勢 遺族の心情に徹底して寄り添い、疑いがある段階で「いじめはなかった」と決めつけるなどの予断を排し、誠実かつ透明性の高い調査を行う。

### 2 遺族への支援と合意形成

- ・ 主体的な提案 学校は遺族に対して、調査の実施を待つのではなく、学校側から主体的にアンケート調査や聞き取りを含む詳細な調査を提案する。
- ・ プロセスへの参画 調査の目的組織構成の期間手法、資料の取り扱い、公表方針等について、早い段階から遺族に丁寧に説明し、可能な限り意向を反映した形で合意形成を図る。
- ・ 情報の共有 調査の進捗状況を適宜報告し、遺族が孤立感や不信感を抱かないよう、密なコミュニケーションを維持する。

### 3 調査内容と多角的なアプローチ

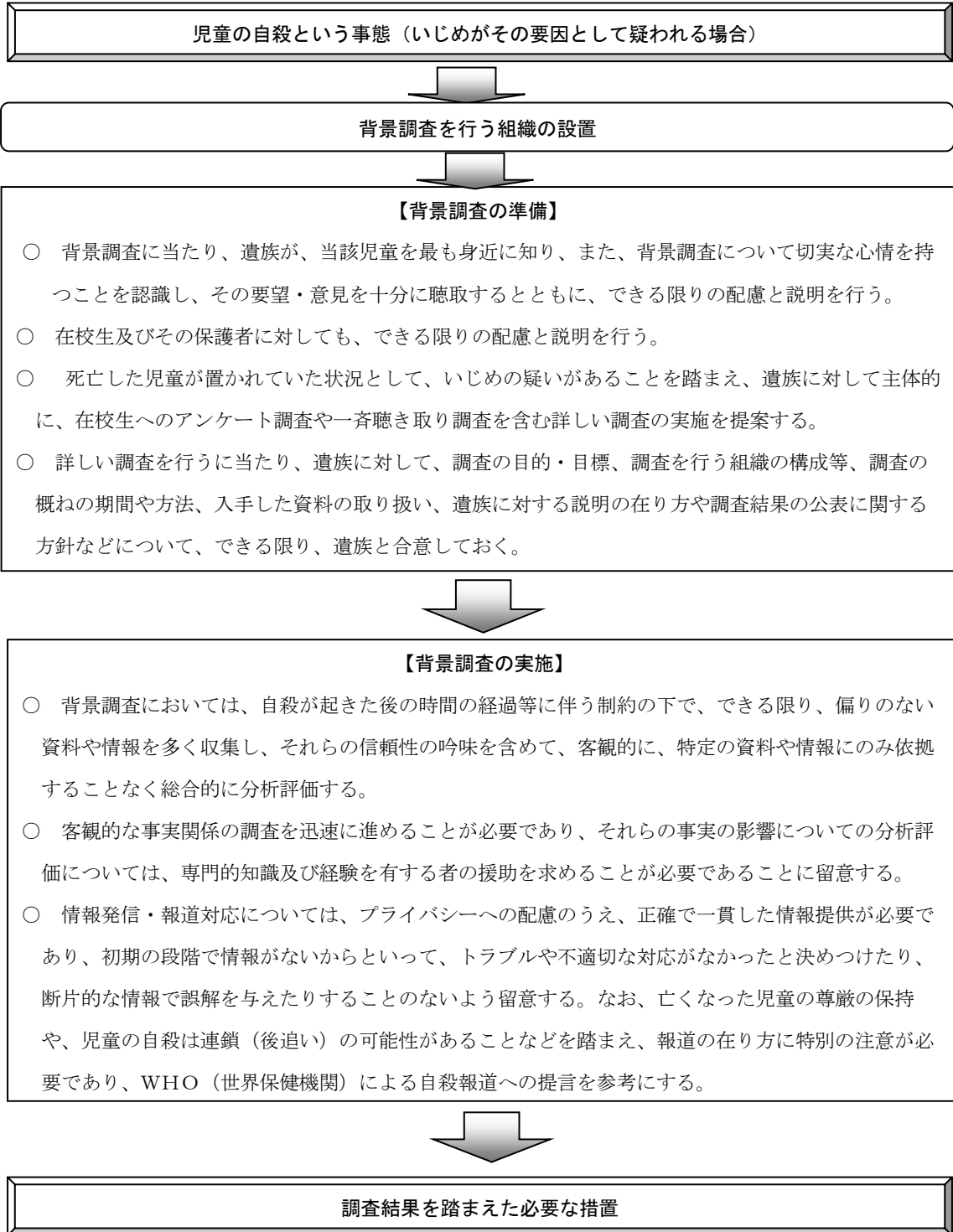
- ・ 客観的事実の収集：在校生・教職員へのアンケート、SNS や学習端末（ICT 端末）の利用履歴、家庭での様子など、特定の情報に偏ることなく、多角的な資料を収集する。背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 生徒・保護者への配慮 調査対象となる他の児童に対し、倫理的な負担がかからないよう十分配慮するとともに、保護者に対しても、調査の趣旨を丁寧に説明し、協力を求める。
- ・ 客観性の活用 事実関係の分析・評価にあたっては、精神医学、心理学、教育学等の専門的知見を持つ者の協力を得て、他機関連携による分析を行う。

### 4 調査組織の公平性・中立性の確保

- ・ 第三者性の確保 調査委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、当該事案や学校関係者と直接利害関係を持たない外部専門家（第三者）を中心に構成する。
- ・ 信頼性の担保 公平・中立な立場から調査が行われるよう、メンバー選定プロセスを透明化し、遺族の納得感を得られる体制を整える。

- 5 情報発信と報道対応（二次被害の防止）
- ・ 正確・一貫した広報 窓口を一本化し、プライバシーに配慮した上で正確な情報を発信する。「調査中」の段階で、「いじめ等のトラブルは確認されていない」といった、後の調査結果を否定しかねない拙速な発言は厳に慎む。
  - ・ 連鎖（後追い）自殺の防止 報道機関に対しては、亡くなった児童の尊厳の保持および児童の自殺は連鎖（ウェルテル効果）を防止するため、「WHO自殺報道ガイドライン」を遵守した慎重な報道を強く要請する。への提言を参考にする。
  - ・ 学内への周知 児童に対し、インターネットや SNS 等で根拠のない憶測や誹謗中傷を書き込まないように、適切に指導・見守りを行う。
- 6 継続的な心のケアと再発防止
- ・ グリーフケアの実施 遺族、友人、教職員に対し、専門家による長期的な心のケア（グリーフケア）を継続する。
  - ・ 教訓の共有 調査結果から得られた教訓を全教職員で共有し、学校全体のいじめ防止体制や生徒指導の在り方を抜本的に見直す。

<自殺の背景調査のフロー>※留意事項を図式化したもの



〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート

児童の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に学校生活アンケート等を実施する。

1 対象

全学年（1～6学年）

2 実施について

(1) 実施方法

学校生活アンケートは、無記名とし、毎月実施し、学級経営等の参考にする。

(2) アンケートの様式

<p>学校生活アンケート</p> <p style="text-align: right;">_____年 組 (_____)</p> <p>このアンケートは、みなさんが、毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。</p> <p>1 学校は楽しいですか。 (1) 楽しい      (2) ふつう      (3) 楽しくない</p> <p>2 今、先生に相談したいことはありますか。 (1) ある      (2) ない</p> <p>3 最近、いやな気持ちにさせられたことはありますか。 (1) ある      (2) ない      (3) こたえられない</p> <p>4 このごろ、だれかがいやなことをされているのを見たことがありますか。 (1) ある      (2) ない</p> <p>5 このごろだれかにいやなことをしたことはありますか。 (1) ある      (2) ない</p>
---

(3) 活用方法

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いやなことをされている」又は「こたえられない」「いやなことをされているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

## 〈資料2〉教育相談体制

### 1 校内における教育相談体制

#### (1) 教育相談に当たって

- ① 一人一人の児童の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が児童に接するあらゆる機会をとらえ、教育活動の実践の中に生かしていく。

#### (2) 教育相談担当教員の配置

##### ① 担当

校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、生徒指導主任を教育相談担当教員として置き、養護教諭が補佐するものとする。

##### ② 主な役割

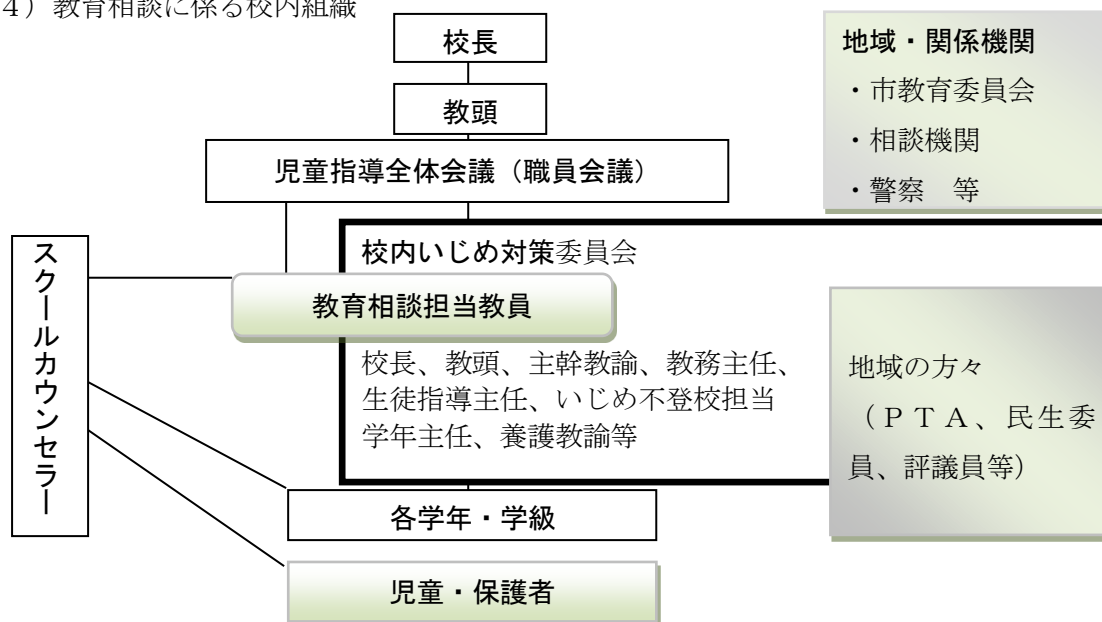
- ・児童や保護者に対する教育相談
- ・児童理解に関する情報収集
- ・事例研究会や情報連絡会の開催
- ・校内研修の計画と実施
- ・市教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

#### (3) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、児童及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

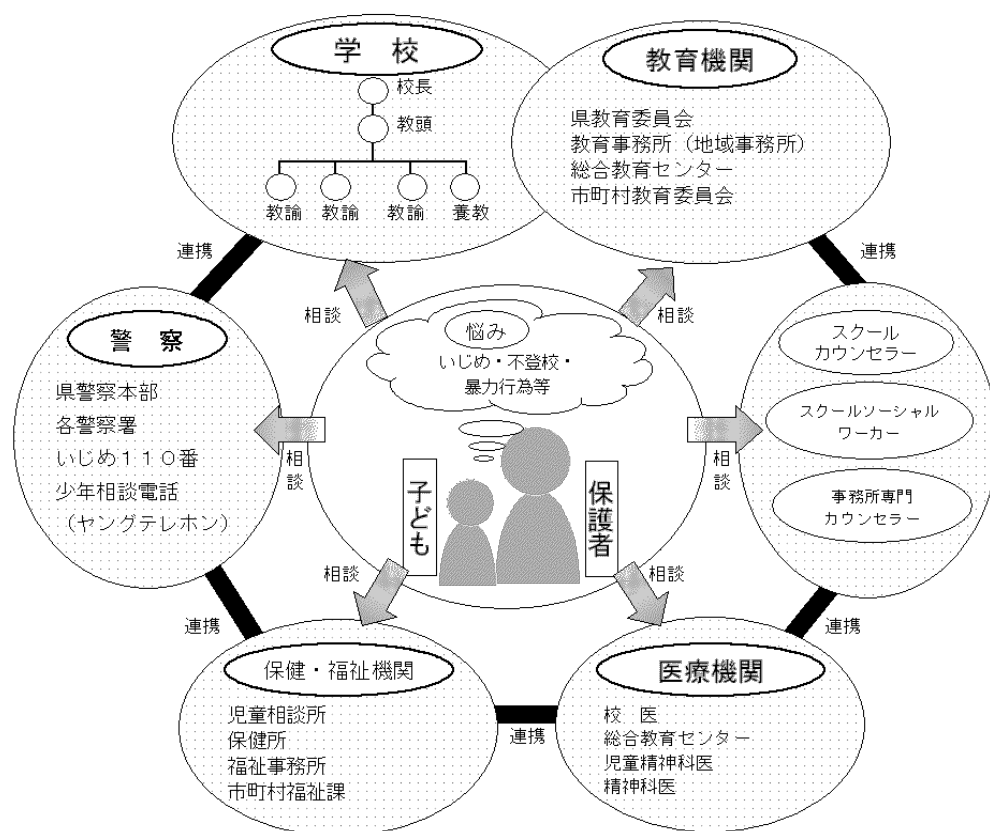
- ・児童の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・児童のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・保護者との面談を通して、より一層の児童理解を図る。
- ・関係機関との橋渡しをする。
- ・小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・教員の研修やスキルアップを図る。
- ・児童・保護者への心理教育をする。

(4) 教育相談に係る校内組織



2 各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（児童、保護者等）の相談窓口を広く確保する。



〈資料3〉 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとししない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがるしない。		
友人関係	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
家庭での様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
ため息をつくことが多い。			
なかなか寝付けない。			

〈資料4〉 1 いじめ発見チェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授 業 中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大きさ避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の児童の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	

## 2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
指導体制	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
学校外連携	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。	
学校外連携	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、児童指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。		

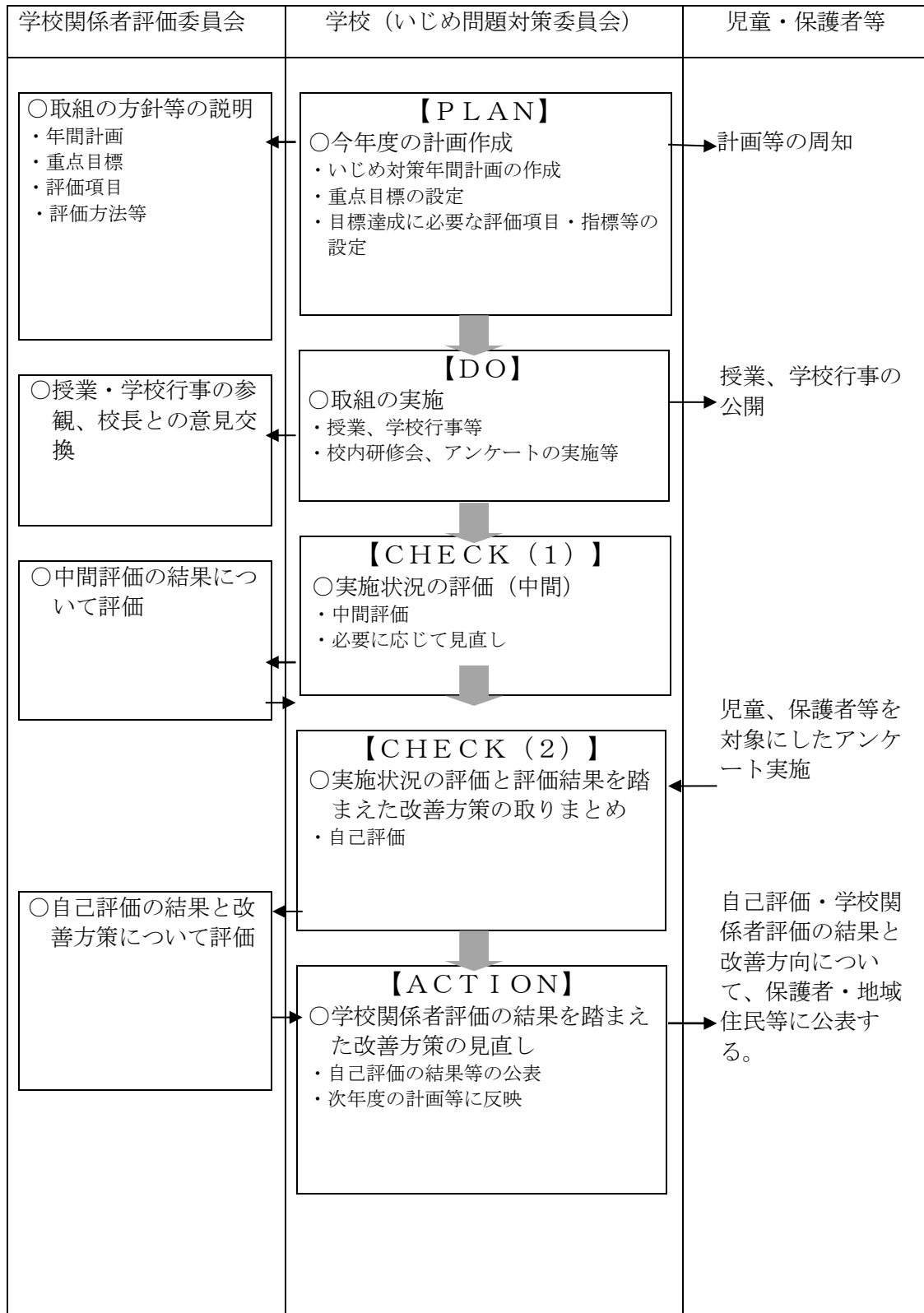
### 3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
市教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

〈資料5〉いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：児童、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<p>■学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継</p> <p>■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置</p> <p>いじめの未然防止に向けた取組の確認</p> <p>○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明）</p> <p>○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり</p> <p>○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発</p> <p>○「生活アンケート」の実施と対応（毎月）</p>	<p>職員会議等</p> <p>始業式等</p> <p>学級活動</p> <p>保護者会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き出す。</li> <li>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</li> </ul>
5月	<p>○居住地確認</p> <p>○行事等を通じた人間関係づくり</p> <p>■校内研修「いじめの未然防止」</p>		
6月	<p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p>	<p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。</li> </ul>
7月	<p>○行事等を通じた人間関係づくり（野外活動）</p> <p>○教育相談</p>	<p>学年活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> </ul>
8月	<p>■S Cによる教育相談に係る研修会の開催</p> <p>■教育相談に係る研修会への参加</p> <p>○夏休み明けの児童の変化の把握</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。</li> </ul>
9月	<p>○行事等を通じた人間関係づくり（修学旅行）</p> <p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p>	<p>学年活動</p> <p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> </ul>
10月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の人間関係の変化に留意する。</li> </ul>
11月	<p>○行事等を通じた人間関係づくり（学習発表会）</p>	<p>学年活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> </ul>
12月	<p>○人権週間（人権意識啓発活動）</p> <p>○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権感覚を高める。</li> <li>・いじめ対策を点検する。</li> </ul>
1月	<p>○冬休み明けの児童の変化の把握</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の変化を確認する。</li> </ul>
2月	<p>○話し合い活動「学級の諸問題」</p>	<p>学級活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係の不安解消への対応を考える。</li> </ul>
3月	<p>■記録の整理、引継資料の作成</p> <p>■小中連絡会の開催</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。</li> </ul>

〈資料6〉 学校評価の進め方



〈資料7〉 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた児童用】

令和 年 月 日  
時刻： 時 分から  
時 分まで

記録者：

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

〈された場面〉

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

〈説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）〉

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】

令和 年 月 日  
時刻： 時 分から  
時 分まで

記録者：

年 組 氏名

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>

令和8年度 あけ小さいじめ対応シート

富谷市立あけの平小学校

児童氏名

年 組

<p><b>察知</b></p> <p>月 日</p> <p>記入者 ( )</p>	<p><input type="checkbox"/> 学校生活アンケート</p> <p><input type="checkbox"/> 担任が発見</p> <p><input type="checkbox"/> 本人からの訴え</p> <p><input type="checkbox"/> 児童からの情報</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者からの情報</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p style="font-size: small;">左の内、いじめ重大事態につながる事が予想されるもの</p> <p style="font-size: x-small;"><input type="checkbox"/> 1号：生命・財産</p> <p style="font-size: x-small;"><input type="checkbox"/> 2号：欠席</p>																										
<p><b>本人に確認</b></p> <p>月 日</p> <p>記入者 ( )</p>	<p>本人に確認(※簡単に) いつ、どこで、誰に、どうされたか</p> <p style="font-size: small;">察知した段階ですぐに生徒指導主任・教頭に報告する。教頭は校長、市教委に一報を入れる。</p>																										
<p><b>認知</b></p> <p>月 日</p> <p>担任分け</p>	<p><input type="checkbox"/> 生徒指導主任に報告</p> <p><input type="checkbox"/> 生命、金銭に関わる内容</p> <p><input type="checkbox"/> 学級、学年で対応が可能 <input type="checkbox"/> 早期に対応が必要 <input type="checkbox"/> 保護者からの連絡</p>																										
<p><b>聞き取り指導等</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 被害児童及び加害児童に指導 (いじめという言葉は使わなくても可) 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 被害児童及び加害児童の保護者に連絡 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>校長</th> <th>教頭</th> <th>生徒指導主任</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>市教委へ 月 月例報告 (生徒指導主任が教頭に報告)</p> <p style="font-size: x-small;">※聞き取りは担任以外の複数の教員で行う</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>被害児童</th> <th>加害児童</th> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>※いつ、どこで、誰が、どうしたか(詳細に)</td> <td>※いつ、どこで、誰が、どうしたか(詳細に)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">裏面に記入※1</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 被害児童保護者へ連絡 月 日</td> <td><input type="checkbox"/> 加害児童の保護者へ連絡 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: x-x-small;">※学校の方針・聞き取った内容等を伝える</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">裏面に記入※2</td> </tr> </table> <p>加害児童への指導 (複数の教員で指導。場合によっては保護者に同席を依頼)</p> <p style="text-align: center;">裏面に記入※3</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>校長</th> <th>教頭</th> <th>生徒指導主任</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 双方の保護者へ連絡 月 日</p> <p style="font-size: x-small;">・児童への指導の結果</p> <p style="font-size: x-small;">・今後最低3か月間は連絡すること等</p>	校長	教頭	生徒指導主任				被害児童	加害児童	月 日	月 日	※いつ、どこで、誰が、どうしたか(詳細に)	※いつ、どこで、誰が、どうしたか(詳細に)	裏面に記入※1		<input type="checkbox"/> 被害児童保護者へ連絡 月 日	<input type="checkbox"/> 加害児童の保護者へ連絡 月 日	※学校の方針・聞き取った内容等を伝える		裏面に記入※2		校長	教頭	生徒指導主任			
校長	教頭	生徒指導主任																									
被害児童	加害児童																										
月 日	月 日																										
※いつ、どこで、誰が、どうしたか(詳細に)	※いつ、どこで、誰が、どうしたか(詳細に)																										
裏面に記入※1																											
<input type="checkbox"/> 被害児童保護者へ連絡 月 日	<input type="checkbox"/> 加害児童の保護者へ連絡 月 日																										
※学校の方針・聞き取った内容等を伝える																											
裏面に記入※2																											
校長	教頭	生徒指導主任																									
<p><b>経過観察</b></p>	<table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>1か月後の目安( / )</th> <th>2か月後の目安( / )</th> <th>3か月後の目安( / )</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> いじめ継続  <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日                 </td> <td> <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> いじめ継続  <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日                 </td> <td> <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> いじめ継続  <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日                 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>校長</th> <th>教頭</th> <th>生徒指導主任</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>校長</th> <th>教頭</th> <th>生徒指導主任</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <th>校長</th> <th>教頭</th> <th>生徒指導主任</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	1か月後の目安( / )	2か月後の目安( / )	3か月後の目安( / )	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> いじめ継続 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> いじめ継続 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日	<input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> いじめ継続 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日	校長	教頭	生徒指導主任				校長	教頭	生徒指導主任				校長	教頭	生徒指導主任					
1か月後の目安( / )	2か月後の目安( / )	3か月後の目安( / )																									
<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> いじめ継続 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> いじめ継続 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日	<input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> いじめ継続 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡 月 日																									
校長	教頭	生徒指導主任																									
校長	教頭	生徒指導主任																									
校長	教頭	生徒指導主任																									

※1 聞き取り内容

被害児童 月 日 ※いつ、どこで、誰が、どうしたか（詳細に）	加害児童 月 日 ※いつ、どこで、誰が、どうしたか（詳細に）

※2 保護者の様子

被害児童の保護者へ連絡 月 日 ※学校の方針・聞き取った内容等を伝える	加害児童の保護者へ連絡 月 日 ※学校の方針・聞き取った内容等を伝える

※3 加害児童への指導内容

--